

合理的配慮の申請に係る同意書

私は合理的配慮を申し出るにあたり、以下について同意します。(チェックボックスに☑を入れてください。)

- ☐ 「合理的配慮申請書」の提出から、実際に合理的配慮が提供されるまで、検討・面談・調整等の時間を要すること。
- ☐ 大阪音楽大学および大阪音楽大学短期大学部(以下、本学という。)が提供する合理的配慮は、障がいのある学生が、障がいのない学生との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること。
- ☐ 配慮に関わる情報を以下の範囲で共有すること。
(本学は、保証人、教員、学内の支援組織(担当事務職員、保健室)で、合理的配慮に関する情報共有を行います。また、配慮内容によっては、周囲の学生の誤解を生まないため、事前もしくはその場に応じて必要な範囲の学生へ情報共有する場合があります。)
- ☐ 【本質変更不可】
教育に関わる本質的な変更を伴うものは、合理的配慮に含まれないこと。
(本学は、教育目標や公平性を損なう合格基準・単位の認定・成績評価基準の変更、卒業要件を緩和すること等はい行いません。また、授業・試験等は本人の出席が必須であり、合理的配慮によって欠席が出席に置き換わることはありません。なお、精神的障害・疾患等の方に提供する合理的配慮は、治療に向け本人が必要な治療を受けており、大学生活が治療の妨げにならないことを前提としております。場合によっては治療に専念すべき状況もあることをご理解ください。)
- ☐ 【非過重負担】
体制面、財政面に均衡を失した、または本学にとって過度な負担を課すものは、合理的配慮に含まれないこと。
(本学は、大きな財政負担や管理が必要となる施設設備の改修、個別事情による新たな授業の開講、介助人の配置等はい行いません。ただし、対応が難しい場合は、建設的対話のもと別の方法を提案、協議いたします。)
- ☐ 【本来業務付随】
教育と関係のない個人的な生活全般の支援は、合理的配慮に含まれないこと。
(本学は、個人に対する車椅子等の補助器具の提供および費用負担、修学と関係のない課外活動の支援等はい行いません。)
- ☐ 合理的配慮として申請を受け付けた場合でも、現在の状態や申請内容等により、合理的配慮ではなく「保健室からの伝達事項」(保健室から授業担当教員への報告)となる場合があること。
(該当者へは保健室から別途詳細を案内します。)

年 月 日

学籍番号: 専攻・コース:

学年: 学生氏名: 印